

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

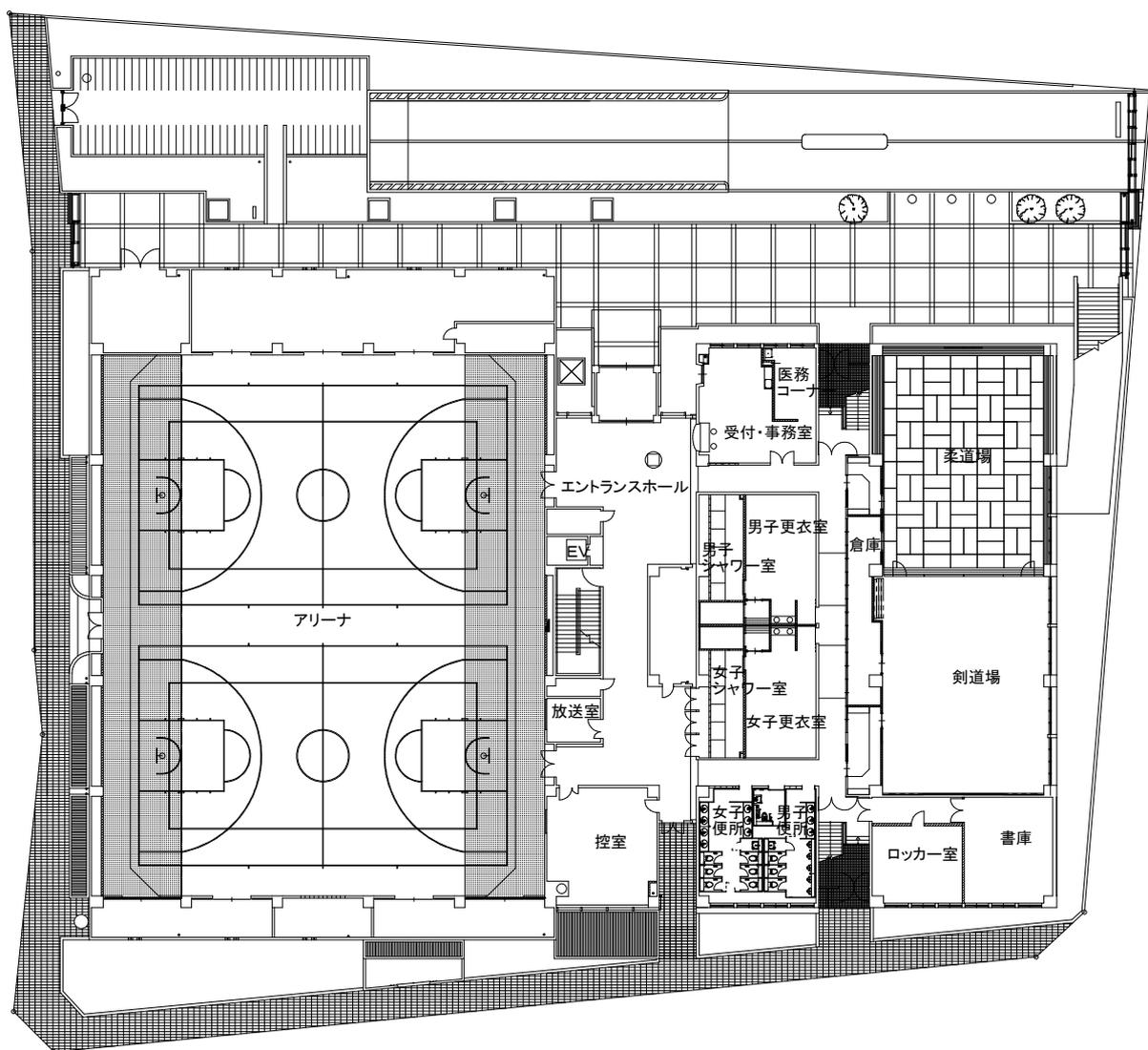
(下線部分は、改正部分)

改正案					現 行						
別表第1 (第10条関係) 体育館・青少年センター使用料金表 1 専用使用					別表第1 (第10条関係) 体育館・青少年センター使用料金表 1 専用使用						
室名	区分	午前	午後		夜間	種目	区分	午前	午後		夜間
		午前9時から 午前11時50分 まで	正午から午後 2時50分まで	午後3時から 午後5時50分 まで	午後6時から 午後8時50分 まで				午前9時から 午前11時50分 まで	正午から午後 2時50分まで	午後3時から 午後5時50分 まで
競技場		円 10,200	円 10,200	円 10,200	円 20,400	競技場		円 10,200	円 10,200	円 10,200	円 20,400
剣道場		1,700	1,700	1,700	4,200	剣道場		1,700	1,700	1,700	4,200
柔道場		1,700	1,700	1,700	4,200	柔道場		1,700	1,700	1,700	4,200
弓道場	弓道 使用	1,700	1,700	1,700	4,200	弓道場	弓道 使用	1,700	1,700	1,700	4,200
	その他 使用	2,600	2,600	2,600	6,100		その他 使用	2,600	2,600	2,600	6,100
控え室		1,400	1,400	1,400	2,200	控え室		1,400	1,400	1,400	2,200
多目的室(1)		600	600	600	1,100	多目的室(1)		600	600	600	1,100
多目的室(2)		1,200	1,200	1,200	1,800	多目的室(2)		1,200	1,200	1,200	1,800
多目的室(3)		<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>3,400</u>						
大会議室		2,000	2,000	2,000	3,400	大会議室		2,000	2,000	2,000	3,400
						団体会議室		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,100</u>

改正案					現 行				
第1会議室	700	700	700	1,300	第1会議室	700	700	700	1,300
第2会議室	600	600	600	1,100	第2会議室	600	600	600	1,100
第1研修室	1,300	1,300	1,300	2,000	第1研修室	1,300	1,300	1,300	2,000
第2研修室	1,300	1,300	1,300	2,000	第2研修室	1,300	1,300	1,300	2,000
					第3研修室(和室)	1,000	1,000	1,000	1,800
音楽室	1,800	1,800	1,800	2,500	音楽室	1,800	1,800	1,800	2,500
多目的研修室	800	800	800	1,500	料理室	1,800	1,800	1,800	2,500
2の表 (省略) 備考 (省略) 別表第2 (第10条の2関係) 附属設備等使用料金表					2の表 (省略) 備考 (省略) 別表第2 (第10条の2関係) 附属設備等使用料金表				
品名	単位	使用料金			品名	単位	使用料金	備考	
アリーナ放送設備	一式		円	1,000	アリーナ放送設備一式		円	全日をもつて1単位とする。	
アリーナ空調設備	一式			700			1,000		
調理台	1台			500					
更衣ロッカー	1台			100	更衣ロッカー	1区分	100	全日1回をもつて1単位とする。	
物品ロッカー(大)	1台			2,000	物品ロッカー(1)	1区分	2,000	1月をもつて1単位とする。	
物品ロッカー(小)	1台			1,000	物品ロッカー(2)	1区分	1,000	1月をもつて1単位とする。	
備考 1 アリーナ放送設備は1日1回をもつて1単位とする。 2 アリーナ空調設備は30分をもつて1単位とする。 3 競技場の半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料金は半額とする。 4 アリーナ空調設備の使用時間が30分未満であるとき、又は									

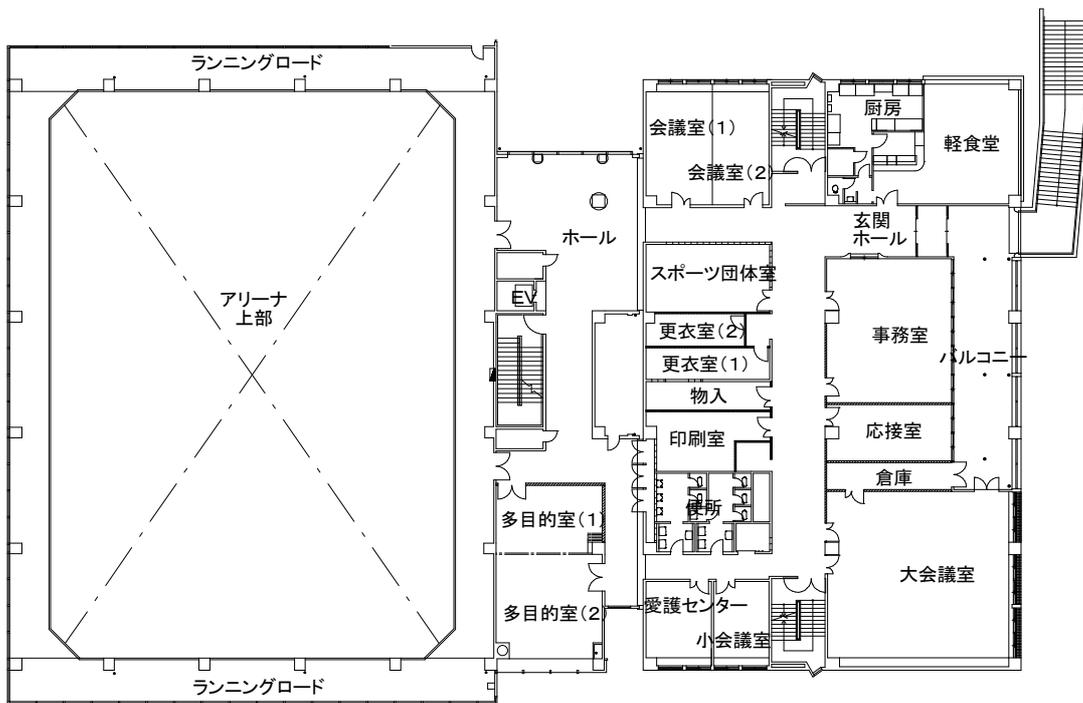
改正案	現 行
<p><u>使用時間に30分未満の端数を生じたときは、30分とする。</u></p> <p>5 <u>調理台は1使用区分をもつて1単位とする。</u></p> <p>6 <u>更衣ロッカーは1日1回をもつて1単位とする。</u></p> <p>7 <u>物品ロッカー(大)及び物品ロッカー(小)は1月をもつて1単位とする。</u></p>	

体育館・青少年センター 各階平面図

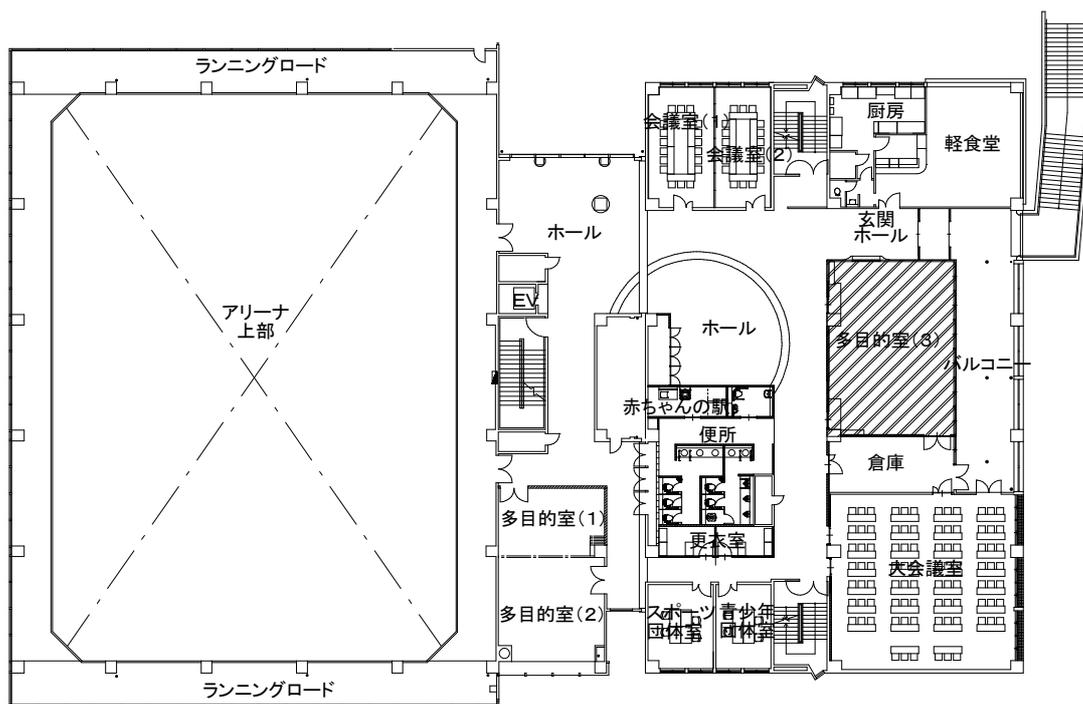


■ 空調設備

1階平面図(改修後)



2階平面図(改修前)



2階平面図(改修後)

 新設

